

霧島錦江湾国立公園（仮称）

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書

（環境省原案）

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

○ 変更理由	4
○ 霧島地域	
公園計画書	
1 事業計画	
(1) 施設計画	8
ア 利用施設計画	8
(ア) 単独施設	8
(イ) 道路	10
a 歩道	10
(2) 生態系維持回復計画	
ア 生態系維持回復事業	16
2 参考事項	46
(1) 指定動植物	46
(2) 過去の経緯	51
(3) 公園区域	53
(4) 保護規制計画	55
ア 特別地域	55
(ア) 特別保護地区	57
(イ) 第1種特別地域	61
(ウ) 第2種特別地域	67
(エ) 第3種特別地域	73
(オ) 指定湖沼	78
イ 普通地域	80
(5) 利用施設計画	82
ア 集団施設地区	82
イ 単独施設	86
ウ 道路	90
(ア) 車道	90
(イ) 歩道	92
(6) 生態系維持回復計画	96
○ 錦江湾地域	
指定書	
1 変更する区域	100

公園計画書	
1 規制計画	142
(1) 保護規制計画	142
ア 特別地域	142
(ア) 第1種特別地域	146
(イ) 第2種特別地域	148
(ウ) 第3種特別地域	152
イ 海城公園地区	154
ウ 面積内訳	188
(ア) 地域地区別土地所有別面積(変更後)	188
(イ) 地域地区別市町村別面積	190
2 事業計画	192
(1) 施設計画	192
ア 利用施設計画	192
(ア) 単独施設	192
(イ) 道路	210
a 車道	210
b 歩道	210
(ウ) 運輸施設	216
3 参考事項	242
(1) 指定動植物	242
(2) 過去の経緯	246
(3) 公園区域	247
(4) 保護規制計画	249
ア 特別地域	249
(ア) 特別保護地区	251
(イ) 第1種特別地域	257
(ウ) 第2種特別地域	262
(エ) 第3種特別地域	271
イ 海城公園地区	274
ウ 普通地域	279
(5) 利用施設計画	280
ア 集団施設地区	280
イ 単独施設	282
ウ 道路	290
(ア) 車道	290
(イ) 歩道	294
エ 運輸施設	298

○ 屋久島地域 指定書	
1 変更する区域	・ ・ ・ ・ ・ 303
公園計画書	
1 規制計画	・ ・ ・ ・ ・ 308
(1) 保護規制計画	・ ・ ・ ・ ・ 308
ア 特別地域	・ ・ ・ ・ ・ 308
(ア) 特別保護地区	・ ・ ・ ・ ・ 310
(イ) 第1種特別地域	・ ・ ・ ・ ・ 312
(ウ) 第2種特別地域	・ ・ ・ ・ ・ 314
(エ) 第3種特別地域	・ ・ ・ ・ ・ 316
(オ) 乗入れ規制地区	・ ・ ・ ・ ・ 318
イ 海域公園地区	・ ・ ・ ・ ・ 320
ウ 普通地域	・ ・ ・ ・ ・ 322
エ 面積内訳	・ ・ ・ ・ ・ 324
(ア) 地域地区別土地所有別面積 (変更後)	・ ・ ・ ・ ・ 324
(イ) 地域地区別市町村別面積	・ ・ ・ ・ ・ 324
2 事業計画	
(1) 施設計画	
ア 保護施設計画	・ ・ ・ ・ ・ 326
イ 利用施設計画	・ ・ ・ ・ ・ 328
(ア) 集団施設地区	・ ・ ・ ・ ・ 328
(イ) 単独施設	・ ・ ・ ・ ・ 330
(ウ) 道路	・ ・ ・ ・ ・ 332
a 車道	・ ・ ・ ・ ・ 332
b 歩道	・ ・ ・ ・ ・ 334
(エ) 運輸施設	・ ・ ・ ・ ・ 338
3 参考事項	
(1) 過去の経緯	・ ・ ・ ・ ・ 340

変更理由

霧島屋久国立公園は、霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域及びその南方海上に位置する島嶼の屋久島地域からなる。

霧島地域は、韓国岳、高千穂峰等の大小20座以上の火山が連なる複合火山が骨格となり、火山活動に伴って誕生した火口湖、噴気現象、温泉及び高原等の多様で特異な地形に恵まれるとともに、照葉樹林、落葉広葉樹林、火山活動の影響を受けたアカマツ林及び草原植生等の自然植生が多く残されている。本地域は、宮崎と鹿児島・錦江湾とを結ぶルート上に位置し、霧島山群における登山をはじめ、えびの高原、霧島温泉、高千穂河原、霧島神宮等の利用拠点では多くの利用者が景観探勝、温泉等を楽しんでいる。

錦江湾地域は、始良カルデラの南縁に位置する桜島を中心として、カルデラ壁の一部である吉野及び早崎を含む桜島地区、阿多南部カルデラとの関わりが深い知林ヶ島と摺ヶ浜とを結ぶ海岸線、複成火山の開聞岳、カルデラ湖の池田湖等を含む指宿地区及び九州最南端で亜熱帯性植物が多く生育する佐多岬、阿多南部カルデラのカルデラ壁である根占から伊座敷までを結ぶ海岸線等を含む佐多地区から構成され、自然景観の資質に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有している。

屋久島地域は、海岸から九州最高峰の宮之浦岳(1,936m)までの植生の垂直分布、縄文杉に代表にされる屋久杉を含む原生的な天然林、固有種、分布限界種等をはじめとして1,900種以上の多様な植物種に代表される特徴的な島嶼の生態系等を主要な景観要素とし、北太平洋最大のアカウミガメの産卵地としてラムサール条約湿地に登録された永田浜等を含む屋久島、火山、海岸部の海食崖及び海食洞窟等の変化に富んだ地形、多様性豊かなサンゴ群集生態系、温泉等の優れた自然景観を有する口永良部島から構成され、登山やエコツアー等のレクリエーション利用が盛んである。屋久島の島嶼生態系を中心とする自然環境は、世界自然遺産登録として国際的に顕著で普遍的な価値を有すると認められている。

本公園は、昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域が追加指定されて、霧島屋久国立公園に改称された。その後、主な公園区域及び公園計画の見直しとして、霧島地域については、昭和60年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）並びに平成18年に公園計画の点検が、錦江湾地域については、昭和62年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）並びに平成9年及び平成17年に公園計画の点検が、屋久島地域については、平成14年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）並びに平成19年に口永良部島の追加が行われ、現在に至っている。

今回の点検では、我が国随一の海域カルデラ景観を有する錦江湾の再評価を行い（国立・国定公園総点検事業（平成22年10月、環境省公表）及び霧島屋久国立公園錦江湾地域戦略的運営プログラム（平成22年3月、九州地方環境事務所策定））、始良カルデラの相当部分を新たに公園区域に指定する。これに伴い、火山活動を起源とする景観を主要構成要素とする霧島地域及び錦江湾地域が相当の規模を有することとなることから本公園を再編成することとし、島嶼生態系を景観の主要構成要素とし、自然環境及び利用状況の面で特質が異なる屋久島地域を分離し、それぞれ、霧島錦江湾国立公園（仮称）及び屋久島国立公園（仮称）とする。これに伴い、屋久島地域

に係る公園区域及び公園計画を削除する。

霧島錦江湾国立公園（仮称）の区域並びに保護及び利用に関する計画については、火山活動に関連した自然環境に焦点を当て、以下の通り変更を行う。

霧島地域の利用施設計画については、火山景観の利用に必要となる登山道の点検を行うこととし、公園利用上重要な道路（歩道）の追加を行うとともに、事業執行の可能性等を勘案し変更を行うものである。また、キュウシュウジカによる生態系への被害が顕著なことから、生態系維持回復事業を追加する。

錦江湾地域の公園区域については、始良カルデラの相当部分を新たに公園区域に指定するとともに、錦江湾の主要な展望地、既存の公園区域に隣接し、公園として風致の維持を図る必要がある区域等を公園区域に指定するほか、公園としての風致の維持が困難な区域について最小限の削除を行う。保護規制計画については、始良カルデラのカルデラ壁の保護を図るため、既存の特別地域に隣接し、良好な自然環境を維持する区域等を特別地域として拡張するとともに、希少な動物の生息地として陸域と一体となって保全する必要がある海域、火山活動の影響により熱水噴出孔生態系が形成されている海域等を海域公園地区とする。また、市街化等の理由により、特別地域としての資質が失われた箇所の変更を行う。利用施設計画については、佐多岬有料道路一般自動車道が廃止されたことによる車道への振り替え等、社会情勢及び利用形態の変化を踏まえ、風致景観への影響、事業執行の可能性等を勘案し、必要な変更を行う。

霧島錦江湾国立公園（仮称）
（霧島地域）

公園計画書
（公園計画の一部変更）

○ 霧島地域

1 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表1：単独施設追加表)

番号	種類	位置
35	避難小屋	宮崎県都城市及び西諸郡高原町（高千穂峰山頂）

② 削除

次の単独施設を削除する。

(表2：単独施設削除表)

番号	種類	位置
1	宿舎	宮崎県都城市（高千穂峰山頂）

整備方針	旧計画との関係
登山者の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。	新規

告示年月日	理由
昭60.9.5	高千穂峰登山利用者のための宿舎として整備されたが、宿泊利用の需要は低下し、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

(イ) 道路

a 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表3：道路(歩道)追加表)

番号	路線名	区間
22	夢が丘高千穂峰線	起点—宮崎県都城市 (御池) 終点—宮崎県都城市 (高千穂峰東・歩道合流点)
23	矢岳竜王登山線	起点—宮崎県西諸県郡高原町 (坊主小屋・歩道分岐点) 終点—宮崎県西諸県郡高原町 (矢岳山頂)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	夢が丘から高千穂峰への登山道として整備する。	新規
	矢岳への登山道として整備する。	新規

② 変更

次の歩道を変更する。

(表4：道路(歩道)変更表)

番号	路線名	現 行		告示年月日
		区	間	
2	生駒大幡山線	起点一宮崎県小林市 (生駒・国立公園境界) 終点一宮崎県小林市 (獅子戸岳山頂・歩道合流点)	夷守岳 大幡池 大幡山	昭60. 9. 5
9	白鳥えびの高原線	起点一宮崎県えびの市 (白鳥南方) 終点一宮崎県えびの市 (賽ノ河原・歩道合流点)		昭60. 9. 5
15	皇子原高千穂峰線	起点一宮崎県西諸県郡高原町 (皇子原・歩道分岐点) 終点一宮崎県西諸県郡高原町 (二ツ石西・歩道合流点)		昭60. 9. 5
16	栗野岳温泉えびの高原線	起点一鹿児島県始良郡湧水町 (栗野岳山頂) 終点一宮崎県えびの市 (えびの集団施設地区)	栗野岳温泉	昭60. 9. 5
17	霧島温泉韓国岳線	起点一鹿児島県霧島市 (霧島温泉) 終点一鹿児島県霧島市 (大浪池南・歩道合流点) 起点一鹿児島県霧島市 (大浪池北・歩道分岐点) 終点一鹿児島県霧島市 (韓国岳獅子戸岳鞍部・歩道合流点)	大浪池	平4. 8. 26

新 規					
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	理 由
2	生駒大幡山線	起点—宮崎県小林市 (生駒・国立公園境界) 終点—宮崎県小林市 (獅子戸岳山頂・歩道合流点) 終点—宮崎県小林市 (新燃岳北・歩道合流点)	夷守岳 大幡池 大幡山	夷守岳、大幡山 一帯に広がる天然林等の探勝歩道及び生駒高原と霧島山縦走線とを結ぶ登山道として整備する。	大幡山と霧島山縦走線を結ぶ路線として、利用者の多い既存歩道を追加する。
9	白鳥えびの高原線	起点—宮崎県えびの市 (白鳥温泉) 終点—宮崎県えびの市 (賽ノ河原・歩道合流点)		白鳥温泉からえびの高原への登山道として整備する。	利用実態に合わせて歩道の一部を振り替える。
15	皇子原高千穂峰線	起点—宮崎県西諸県郡高原町 (皇子原5号堰堤) 終点—宮崎県西諸県郡高原町 (二ツ石西・歩道合流点)		皇子原から高千穂峰に至る登山道として整備する。	利用実態に合わせて歩道の一部を振り替える。
16	栗野岳温泉えびの高原線	起点—鹿児島県始良郡湧水町 (栗野岳温泉) 終点—鹿児島県始良郡湧水町 (レクリエーション村) 終点—宮崎県えびの市 (えびの集団施設地区)	栗野岳	栗野岳、えびの高原に至る登山道として整備する。	利用実態の合わせて歩道の振替及び追加を行う。
17	霧島温泉大浪池線	起点—鹿児島県霧島市 (霧島温泉) 終点—鹿児島県霧島市 (大浪池南・歩道合流点)		霧島温泉から大浪池への登山道として整備する。	利用実態のない一部区間を削除する。

③ 削除

次の歩道を削除する。

(表5：道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区 間
1	小池高千穂峰線	起点一宮崎県都城市 (小池・歩道分岐点) 終点一宮崎県都城市 (高千穂峰山頂・歩道合流点)
3	夷守岳西登山線	起点一宮崎県小林市 (巢之浦) 終点一宮崎県小林市 (夷守岳・歩道合流点)
4	大幡池西登山線	起点一宮崎県小林市 (巢之浦) 終点一宮崎県小林市 (大幡池・歩道合流点)
6	白鳥温泉御池線	起点一宮崎県えびの市 (白鳥温泉) 終点一宮崎県えびの市 (御池・歩道合流点)

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭60. 9. 5	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
	昭60. 9. 5	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
	昭60. 9. 5	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
	昭60. 9. 5	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

(2) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

ア 生態系維持回復事業

次の生態系維持回復事業を追加する。

(表 6 : 生態系維持回復事業追加表)

番号	名 称	位 置
1	霧島生態系維持回復事業	霧島屋久国立公園 霧島地域全域

事業の実施方針

霧島地域において、キュウシュウジカの生息数増加とともに、絶滅のおそれのある植物種の減少、植生の単純化が確認される等、本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれが出てきている。このため、本事業では、本地域の生態系の維持又は回復を図るため、キュウシュウジカの防除、植生の保護等を実施する。また、事業の効果を検証するため、キュウシュウジカの生息状況等のモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて実証試験を行う。

